

# **刈谷市自治基本条例**

## **逐条解説**

**刈 谷 市**

# 目次

前文	1
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	2
第2条 条例の位置付け	2
第3条 定義	3
<b>第2章 基本原則</b>	
第4条 自治の基本原則	4
<b>第3章 自治を担う主体</b>	
第5条 市民の権利及び責務	5
第6条 議会の責務	6
第7条 議員の責務	6
第8条 市長その他の執行機関の責務	7
第9条 職員の責務	7
<b>第4章 市政運営</b>	
第10条 市政運営の基本原則	8
第11条 総合計画	9
第12条 財政運営	9
第13条 行政手続	10
第14条 行政評価	10
第15条 情報公開	10
第16条 個人情報保護	11
第17条 行政組織	11
第18条 国及び他の地方公共団体との連携	11
<b>第5章 参加及び共存・協働</b>	
第19条 コミュニティ	12
第20条 危機管理	13
第21条 子ども・子育て	13
第22条 住民投票	14
<b>第6章 雑則</b>	
第23条 条例の検証	15

## 前文

私たちのまち刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然を有し、古くは城下町として栄え、現代に至るまで時代の先駆けとなる多くの人材を輩出し、先人の創意工夫とたゆみない努力により、産業と文化が調和したものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。

このような刈谷らしさを継承して、誰もが住みやすく、誇りの持てるすばらしいまちを守り育て、未来を担う子どもたちへ、さらにその次の世代へと引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命です。

この使命を果たすためには、お互いを尊重しながら、自らの立場と役割を受け止め、共に行動することが大切です。

こうした認識に立ち私たちは、刈谷市における自治の基本理念を明らかにし、市民主体の自立した地域社会を実現するため、ここに自治基本条例を定めます。

### ■解説

前文は、この条例の制定に当たり、その背景と決意、それを実現するための理念を定めています。

なお、この前文は、「刈谷市民の誓い（昭和50年5月2日制定）」を踏まえて定めています。

「第1段落」…先人の創意工夫とたゆみない努力により飛躍的に発展し、現在の刈谷市に至るまでの過程について説明しています。

「第2段落」…めざす姿、今を生きる私たちの使命を定めています。

「第3段落」…前段落で掲げた使命を果たすために必要な自治の基本となる原則を明らかにしています。

「第4段落」…自治基本条例制定の決意を宣言しています。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、刈谷市における 自治の基本原則 を定め、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の責務 並びに 自治の基本的な事項 を明らかにすることにより、住みやすく魅力的な刈谷市を実現するための市民主体の自立した地域社会を構築することを目的とする。

### ■解説

この条例の全体構成を以下のとおり明らかにするとともに、制定する目的を規定しています。

「自治の基本原則」…第2章「自治の基本原則」

「市民の権利～市長その他の執行機関の責務」…第3章「自治を担う主体」

「自治の基本的な事項」…第4章「市政運営」、第5章「参加及び共存・協働」

また、日常生活や身の回りで発生する問題は、

まず、個人や家庭が解決に当たり（自助）、

個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（互助）、

それでも解決できない問題は行政が解決する（公助）

という補完性の原理を踏まえ、自治のしくみを総称して「市民主体の自立した地域社会」と表現しています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、刈谷市の自治の基本を定める最高規範であり、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用においては、この条例に定める規定を最大限に尊重し、この条例との整合を図るものとする。

### ■解説

この条例は自治の基本理念を定めていることから、他の条例等の軸となることを、誰にでも容易に認識されるよう規定しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業又は活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 住みやすく魅力的な刈谷市の実現に向けた市民主体の自立した地域社会を構築するためのあらゆる事業及び活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、議会又は市長その他の執行機関が担うものをいう。

#### ■解説

この条例に使用される用語を定義しています。

「第1号」…「市民」は、このまちが住みやすく魅力的なまちとなるために主体的に関わっていきこうという思いを持っている人を含め、広く定義しています。

「第2号」…「市長その他の執行機関」は、市長と地方自治法の規定により市長から独立して専門的な立場を担う6つの行政委員会又は委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）を定義しています。

「第3号」…「まちづくり」は、この条例では、生活の安心や快適性、環境との調和など第1条の目的を実現するためのあらゆる事業及び活動と位置付けています。

「第4号」…「市政」は、前号のうち、議会又は市長その他の執行機関が担うものと定義しています。

## 第2章 基本原則

(自治の基本原則)

第4条 自治の主役は市民とし、その基本となる原則は次のとおりとする。

- (1) 参加の原則 まちづくりは、市民の参加を基本とする。
- (2) 共存・協働の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりを進める。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有する。
- (4) 適正な市政運営の原則 議会及び市長その他の執行機関は、市民の信託に応えるよう適正な市政運営を行う。

### ■解説

この条例の基礎的な考え方となり、市民、議会、市長その他の執行機関の3者におけるまちづくりのための共通認識を規定しています。

また、補完性の原理の考え方を明確に示すため、市民が自治の主役であることを最初に規定しています。

第1号「参加の原則」、第2号「共存・協働の原則」及び第3号「情報共有の原則」は、市民、議会、市長その他の執行機関の3者の関係を整理し、「参加」「共存・協働」「情報共有」を基本原則としています。

第4号「適正な市政運営の原則」は、まちづくりは市民が主体となって進めることが基本ですが、市民からの信託を受けて議会や市長その他の執行機関が担当するまちづくり(=市政)も、自治の重要な要素として位置付けています。

### 第3章 自治を担う主体

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりに参加することができる。

- 2 市民は、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができる。
- 3 市民は、適切な行政サービスを受けることができる。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らができるまちづくりに積極的に参加するよう努めるとともに、参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。
- 5 市民は、議会及び市長その他の執行機関が発信する情報に関心を持つよう努めるとともに、自らもまちづくりの情報を発信するよう努めなければならない。
- 6 市民は、行政サービスその他市政の執行に対して、応分の負担をしなければならない。

#### ■解説

地方自治法で保障されている、「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」「普通地方公共団体の選挙に参与する権利」を含めて、まちづくりにおいて市民が主体的・積極的に関わる権利を包括的に規定しています。

前条の自治の基本原則に基づき、市民の権利を「参加（ここでは共存・協働も含む）」、「情報共有」、そして市政運営から提供される「行政サービス」に関することと規定しています。

市民の責務は、権利と表裏一体であると考え、「参加」「情報共有」「行政サービス」について、それぞれ対になるかたちで規定しています。

また、税や使用料、手数料など、行政サービスなどに必要な経費には、応分の負担をし、まちづくりを進めていくことが必要であるため、市民の責務として規定しています。

なお、「共存・協働のまちづくり推進基本方針」において、まちづくりに求められる姿勢を「市民は課題を『自分ごと』ととらえ、できることから自発的に取り組んでいく」、「事業者は地域と協力しながら、自らの資源を活かしたまちづくり活動を進める」としています。

(議会の責務)

第6条 議会は、市政の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、適正な市政運営が行われるよう市長その他の執行機関を監視する機能を果たすとともに、自らも積極的な政策立案及び提言に努めなければならない。

2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。

■解説

自治に関して議会が果たす基本的な役割の多くは地方自治法に定められていますが、この条例では、まちづくりの一翼を担う重要な主体であるため、再確認の意味で規定しています。

また、議会は、本会議や委員会など多くが公開されていますが、そこに至るまでの過程や、資料に専門用語が使われるため、より分かりやすい説明責任を果たす内容を規定しています。

なお、「刈谷市議会基本条例」において、議会の基本的な規範や理念を定めています。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の代表として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、市民の意思を把握し、まちづくり全体の観点から適切に判断するよう努めなければならない。

3 議員は、常に自らの審議及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

■解説

議員は、「市民の代表」であることを意識し、特定の市民だけではなく、広く市民全体の信頼を得て活動することが必要であると考え、「信頼関係の構築」「公正かつ誠実な職務の遂行」と規定しています。

議員という代表的な立場から特定の意見に偏るのではなく、広い視野を持って適切に判断することを規定しています。

議員は、時代の変化が激しい中、新しいことに挑戦する気持ちで、自ら政策を組み立てていくことが求められていると考え、常に自らの能力の向上に努めることを規定しています。

(市長その他の執行機関の責務)

第8条 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、市民の代表者として、総合的見地を持って公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長その他の執行機関は、職員を適切に指揮監督して市政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければならない。

3 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施等の各過程において、市民に分かりやすく説明し、開かれた市政運営に努めなければならない。

4 市長その他の執行機関は、市民及び議会との協働及び情報共有を推進するために、必要な環境整備を行わなければならない。

5 市長その他の執行機関は、まちづくりに必要な人材を育成しなければならない。

■解説

自治に関する市の役割は主に地方自治法に定められていますが、この条例では、市政を担う立場として積極的かつ適正に行われるよう規定しています。

また、「共存・協働のまちづくり推進条例」において、市の役割は「自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行う」とあり、自治の基本原則に沿って、この点も包括する内容を規定しています。

人材育成については、職員のみに限らず、まちづくりに関わる市民も含める必要があると考え、両方を規定しています。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体の奉仕者として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に職務に必要な知識の習得その他能力の向上に努めなければならない。

■解説

職員は、「全体の奉仕者」であることを意識し、市民の信頼を得て、自らのためではなく市全体のことを考え仕事をする必要があることから、「信頼関係の構築」「公正かつ誠実な職務の遂行」と規定しています。

また、時代の変化が激しい中、職員は、新しいことに挑戦する気持ちを持つべきとの考えから、常に自らの能力の向上に努めることを規定しています。

## 第4章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第10条 市長その他の執行機関は、社会情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。

2 市長その他の執行機関は、公正かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

### ■解説

自治の基本原則にある「適正な市政運営」と、以後の条文の多くに掲げられる市政運営の各論を結ぶ総括的な条文として、市政運営の基本的な姿勢を独立して規定しています。

その場の判断ではなく、先を読み、かつ状況の変化に対して柔軟な対応が求められると考え、「総合的かつ計画的」と規定しています。

「効率的」という表現は、行政においてはすべての状況にあてはまるとは限りません。しかし、効率化できるところは意識して進める必要があると考え、規定しています。

(総合計画)

- 第11条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、めざす将来都市像を示した総合計画を策定する。
- 2 市長は、前項の規定により策定する総合計画の基本構想を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。
- 3 総合計画は市の最上位計画とし、他の計画は総合計画の内容に即して策定する。

■解説

総合計画は市のすべての計画や施策の最上位に位置付けられる計画として、地域のビジョンや将来都市像を具体化するための道筋を示すものですが、その位置付けを明文化することにより、市に関わるすべての人々が計画の達成に向けた取り組みへの共通した認識を持つことができるよう規定しています。

この条例との連動のもと、めざすべき将来都市像を描き、将来都市像の実現に向けた取り組みの方向性を示す「まちづくりの羅針盤」としての役割があります。

(財政運営)

- 第12条 市長は、中長期的な展望に立った財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、積極的に多様な財源を確保し、健全な財政運営に努めなければならない。

■解説

総合的かつ計画的な市政運営のために中長期財政計画を策定することを明確に規定しています。

また、計画策定だけではなく、限られた財源を効率的かつ効果的に執行することも重要であり、さらに財源を確保するために考えられる方策を打ち出す姿勢もここで規定しています。

(行政手続)

第13条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努め、市民の権利利益を保護するため、迅速かつ適正な行政手続を行わなければならない。

■解説

行政手続については、行政手続条例に規定されていますが、自治における市民と市長その他の執行機関の關係に深く関わる事柄であるため、その目的を規定しています。

(行政評価)

第14条 市長は、総合計画の進捗管理等に関して行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する行政評価を実施するに当たっては、第三者による評価を実施する等、その客観性の確保に努めなければならない。

■解説

評価の対象は、市政運営の幅広い分野が想定されます。ここではすべての計画や施策の最上位に位置付けられ、かつまちづくりの多くの分野について目標を掲げている総合計画の進捗管理を第一に考え、規定しています。

(情報公開)

第15条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、その保有する情報を積極的に公開しなければならない。

■解説

個人情報など保護されるものを除き、市政に関する情報は公開（共有）する必要があることを明確に規定しています。ここでは主な理念のみとし、公開の具体的な基準などは情報公開条例に規定しています。

(個人情報保護)

第16条 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人情報を適切に管理し、及び保護しなければならない。

■解説

個人情報保護については、情報漏えいなどがないように保護されるべき内容は確実に保護するとともに、その保有者は適切に管理することも規定しています。ここでは主な理念のみとし、個人情報保護の具体的な基準などは個人情報保護条例に規定しています。

(行政組織)

第17条 市長その他の執行機関は、市民に分かりやすい機能的な組織体制を整えるとともに、組織を活性化させるため、適切な人材を配置するよう努めなければならない。

■解説

組織という枠とそこで働く職員の体制が両立して初めて効果があると考え、適切な人材配置もあわせて規定しています。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第18条 市長その他の執行機関は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

■解説

地方自治法第2条第15項(組織及び運営の合理化、他の地方公共団体との協力)を自治の重要な要素ととらえ、再確認の意味で規定しています。

## 第5章 参加及び共存・協働

(コミュニティ)

第19条 市民は、自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他地域の課題等に自ら取り組む団体（以下「コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、コミュニティに参加する等、積極的にその活動に関わるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係する市民の意見を踏まえ、その設立目的を達成するために適切な運営に努めなければならない。

3 議会及び市長その他の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を支援するよう努めなければならない。

### ■解説

地域の組織には自治会など地縁を基盤にした組織と、特定のテーマによって結びついた団体（特定非営利活動法人やボランティア団体など）の大きく分けて2つのタイプがあります。この条例では、これらを総称して「コミュニティ」と定義しています。

地域の課題は多岐にわたることから、コミュニティは個人で解決できない問題を地域の助け合いで解決する「互助」の部分を担保する役割を果たします。

そして、市民はその責務を果たすために、既存のコミュニティは元より、自らが自主的に形成したコミュニティの役割を認識し、その活動に積極的に関わることを規定しています。

コミュニティの運営には、人や費用の確保が欠かせません。議会や市長その他の執行機関は、その設立目的に向かって適切に運営しているコミュニティを尊重し、人材、費用、情報などの支援を行うことを規定しています。

また、その活動を支援する環境を整えるという意味も「支援」という言葉に含めています。

(危機管理)

第20条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、災害、犯罪等非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、お互いに協力し、及び連携を図るものとする。

■解説

安心安全は、「住みやすく魅力的な刈谷市」の実現に不可欠な要素です。

個人や家庭で解決できない問題はコミュニティなど地域で取り組みますが、それでも限界はあります。このため、災害、犯罪等の非常の事態に対する事前準備や事態発生時の行動に関して、市民、議会、市長その他の執行機関が連携を図る理念を規定しています。

感染症やサイバーテロなど新たな脅威については「等」に含めています。

(子ども・子育て)

第21条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、お互いの協力の下、次世代を担う子どもが健全に成長でき、安心して子どもを生み育てられる環境をつくるよう努めなければならない。

■解説

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など大きく変化を遂げています。家庭でのしつけや学校でのいじめ、仕事と子育てを両立するための環境の整備など多くの課題があげられています。

こういった課題解決に対しては、子ども・子育てに関わるすべての人たちが協力することが必要であり、このことを「お互いの協力の下」に集約しています。

そして、子ども自身が自立して育っていく力を付ける「子育て」の視点を含め、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する環境を一緒につくりあげていくことを明確に規定しています。

(住民投票)

第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民（市内に住所を有する者をいう。）の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

■解説

住民投票は、地方自治法上の規定において、市民、議会、市長のいずれかが実施のための条例制定を発議又は請求し、議会で議決されることにより実施されます。この条例では、その手続きを再確認する意味で規定しています。

また、具体的な住民投票の方法については、投票資格や成立条件などその案件の性質により定めた方がよいと考え、「別に条例で定める」としています。

なお、市民の信託を受けている議会や市長は、市民と対立することがないような市政運営に努めることが前提にあります。また、住民投票の実施には多額の費用が必要であることから、実施に関しては慎重な対応が必要となります。

## 第6章 雑則

(条例の検証)

第23条 市長は、必要に応じてこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

### ■解説

自治の根幹となる条例であるため、自治に関する者が常に関心を持ち続け、社会情勢の変化に対応する機会を担保するために規定しています。